

第6回延岡市農業委員会会議録

(令和2年12月22日)

1. 開催日時 令和2年12月22日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳			12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉		
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄				
13	高橋利喜哉			15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文			21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 34 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案第 35 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
 議案第 38 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 39 号 事業計画の変更申請について
 議案第 40 号 農地法第5条の許可申請について
 議案第 41 号 非農地証明願いについて
 議案第 42 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告第 21 号 農地法第4条の届出について
 報告第 22 号 農地法第5条の届出について
 報告第 23 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 24 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 9 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	甲 斐 啓 二	農政係長	竹 内 祐 子
主任主事	永 友 孝 生	主任主事	興 梶 康 大	主 事	永 倉 由 貴
嘱託職員	中 田 慎 弓	総合農政課 主任主事	鈴 木 豊 光	北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴
北川産業建設課 副主幹兼 農林係長	赤 木 利 克				

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和2年12月ということで、今年最後の定例総会となりました。朝晩も冷え込むようになり、冬らしくなってきたと感じているところです。</p> <p>昨日は冬至でしたが、皆様、柚湯には入られましたでしょうか。風邪などひかないように気を付けて年を越されてください。</p> <p>それでは、ただ今から第6回、延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数19名中18名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項並びに延岡市農業委員会規則第11条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号7番、松田純二委員と委員番号14番、松下康廣委員の二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第34号、農地法第3条、使用貸借権の設定についてから議案第42号、農地あっせん委員の指名についてまで、議案9件、報告案件4件、協議案件1件となっています。議案書の確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第34号、農地法第3条、使用貸借権の設定について提案致します。整理番号1番及び2番について、委員番号16番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。</p>
花畑委員	<p>おはようございます。委員番号16番の花畑です。整理番号1番及び2番についてご説明いたします。農地の所在はともに北方町の蔵田で、1番は畑1筆の4,131㎡。2番は畑1筆の344㎡です。貸人は1番、2番案件ともに北方町蔵田在住の方で、借人は北方町蔵田の法人となっています。借人の経営状況は19,958㎡で、労力人は3人。今回経営規模の拡大ということで、5年間の使用貸借権設定という申請になっています。</p> <p>12月17日に、木村推進委員、借人、私で現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、花畑委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。

委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 35 号、農地法第 3 条、所有権の移転について提案致します。それでは、整理番号 1 番につきまして、委員番号 2 番、井本みつよ委員より説明をお願いいたします。</p>
井本委員	<p>おはようございます。委員番号 2 番の井本です。整理番号 1 番についてご説明いたします。</p> <p>農地の所在は北川町の瀬口地区で、畑 2 筆の合計 697 m²です。譲渡人は平原町在住の方で、譲受人は北川町在住の方です。</p> <p>12 月 19 日に矢野推進委員と現地調査を行いました。譲渡人は高齢で営農することが困難であり、数年前より隣接地で営農していた譲渡人に管理を依頼していたとのことです。譲受人の経営状況は 9,371 m²で、労力人は 3 人。農地を有効活用し耕作していくということで特に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 16 番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。
花畑委員	<p>委員番号 16 番の花畑です。整理番号 2 番についてご説明します。</p> <p>農地の所在は北方町の早上で、畑 1 筆の 472 m²です。譲渡人は北方町角田在住の方で、譲受人は北方町早上在住の方です。</p> <p>譲受人は畜産業をしており、牛を放牧しておりますが、今回の申請地はその隣接地になり、土地を広げるために、譲受人が買い受けることとなったようです。</p> <p>地域との調和要件については問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 3 ページから 4 ページをご覧ください。</p> <p>調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 7 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして議案第 36 号、農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 36 号の農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は 6 ページから 15 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、10 年間の使用貸借権及び 5 年間、10 年間、20 年間の賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
高橋委員	<p>20 年間の賃借権の設定という案件がいくつかあるようですが、契約から 20 年も経過してしまいますと、当初の契約内容等不明瞭になってくるのではないのでしょうか。</p>
総合農政課	<p>20 年の賃借権が設定されている 13 件につきましては、企業参入案件となります。賃料等に関しましては、毎年、土地の出し手に対して、文書が送付されますので、契約内容が不明確になることはないと考えております。</p> <p>また、契約期間中であっても、事情等により、合意解約することも可能ですので、特段問題は無いと判断しております。</p>
高橋委員	<p>最長でどのくらいの期限を設定することが可能でしょうか。</p>
総合農政課	<p>農地法上の設定上限と同じとなります。とは言え、あまりにも長すぎる期間設定の場合、その期間が妥当であるか、機構と検討していくことになるかと思えます。</p>
高橋委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 37 号、農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 37 号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分をご説明いたします。</p> <p>議案書は 17 ページとなります。農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、整</p>

	<p>理番号1番は、小野町の田1筆、1,018 m²、また、整理番号2番も小野町の田1筆、993 m²の所有権移転となっています。</p> <p>整理番号1番及び2番の譲受人は2人とも小野地区での担い手として水稻を中心に水田経営をされており、今回の農地も水稻を作付けする計画となっております。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
片伯部委員	<p>今回の基盤強化法による所有権移転で、農地の取引価格が記載されておりますが、価格のベースライン的な参考値はないのでしょうか。あっせん等の仲介の際に、必ず土地の値段の話になりますが、価格については回答するのができない状態です。</p>
事 務 局	<p>事務局でも、農地の価格につきましてはかなりの相談がございます。しかし、個人の資産の売買のため、双方が納得した上で設定するものとなりますので、事務局が価格の設定をすることはできません。</p> <p>参考資料という形になりますが、過去の法第3条及び基盤強化法における所有権移転の価格を取りまとめたものは事務局にございます。ただし、皆様もご存知のように、譲渡人と譲受人の置かれた状況によっても、当然価格は変動しますので、内容を事務局で精査し、皆様に情報提供しても大丈夫な資料であるか協議したいと考えております。</p>
片伯部委員	<p>わかりました。ご検討よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは、採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第38号、農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番について、委員番号14番、松下康廣委員より説明をお願いします。</p>
松 下 委 員	<p>委員番号14番の松下です。整理番号1番についてご説明致します。</p> <p>農地の所在は浦城町で田が1筆の4,220 m²です。申請人は山下町在住の方で、申請理由は植林となっています。</p> <p>12月21日に振興局の担当者、事務局、甲斐(幸)推進委員、申請人、私で現地調査を行いました。都市計画区域外の第2種農地となるようで、20ページに記載されている図面を見て頂きたいのですが、国道388号線から下の土地となります。周囲は、竹林や山林となっており、特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番及び3番について、委員番号15番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>

菊池委員	<p>委員番号14番の菊池です。まず、整理番号2番についてご説明いたします。</p> <p>農地の所在は北方町の曾木地区で、畑1筆の2,879㎡です。申請人は北方町曾木地区の男性で、申請理由は植林となっています。</p> <p>12月18日に私、甲斐（正）推進委員、事務局、県の担当者、申請人で現地調査を行いました。申請人は高齢で、農作業を行うことが困難になってきたとのことで今回申請することとなったようです。周囲は山林であり、周辺農地への影響は無いと判断しました。</p> <p>次に、整理番号3番についてご説明いたします。</p> <p>農地の所在は北方町の角田地区で、畑1筆の1,956㎡です。申請人は北方町角田地区の男性で、申請理由は植林です。整理番号2番と同日に同メンバーで現地調査を行いました。周囲はすべて山林で、今回の申請地だけが登記上、農地として残っていたようです。現地は、昨年すでに植林してしまっていたため、今回追認申請となっています。始末書も提出されており、周辺への影響も無いので、特に問題無いと判断しています。</p> <p>以上、整理番号2番、3番につきまして、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号1番から3番につきましては、第2種農地となっています。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>整理番号1番から3番につきましては、すべて植林の転用となっていますが、申請地の周辺には、農地は殆ど無く、周辺農地への営農の影響は無いと判断しました。</p> <p>また、申請地につきましては、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、支障なしとの判断となっています。</p> <p>整理番号3番につきましては、一部、既に植林がなされておりますが、追認申請で始末書も提出されており、3件とも許可相当と判断致しました。以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい。松原推進委員。</p>
松 原 推 進 委 員	はい。整理番号1番についてですが、この申請地は1枚のまとまった田で、国道388号を通る時いつも見ていました。若い人達を呼び込む農地として、何とか農地のままで残すことはできないのでしょうか。
事 務 局	事務局でお答え致します。松原委員のご意見も理解できますが、申請者にとっては、土地という財産の活用方法の問題となります。水の確保が困難な土地であった様で、今年につきましては、収量も前年の3割ほどとなってしまった様です。日の入りも悪く、申請者は高齢であり、農業後継者もいないことから、今回の申請に至ったとのことですので、ご理解いただきます様お願い致します。
議 長	松原推進委員、よろしいでしょうか。
松 原 推 進 委 員	はい。

議 長	他にございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 39 号、事業計画の変更申請について提案致します。この事業計画の変更申請につきましては、小峯町におきまして、令和 2 年 8 月に資材置場とする農地法第 5 条の転用許可が下りている案件ですが、資材置場として造成工事を行っていたところ、面積が不足することとなったため、隣接農地を追加で整備する事業計画の変更申請となっています。</p> <p>また、この事業計画の変更申請に伴い、議案第 40 号の整理番号 6 番におきまして、隣接農地の転用申請がなされておりますので、議案第 39 号、事業計画の変更申請と議案第 40 号、農地法第 5 条の許可申請についての整理番号 6 番を一括審議したいと思います。なお、この案件は、県に進達する分となります。</p> <p>議案の説明につきましては、議案第 39 号、事業計画の変更申請については、事務局より説明頂き、議案第 40 号、農地法第 5 条の許可申請についての整理番号 6 番については、委員番号 19 番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。</p> <p>それでは議案の審議に入ります。議案第 39 号、事業計画の変更申請につきまして事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 39 号、事業計画の変更申請についてご説明致します。議案書は 23 ページから 24 ページとなります。この事業計画の変更申請につきましては、議案書に変更理由を記載しております。</p> <p>令和 2 年 8 月 20 日に資材置場として転用許可を受け、造成工事を行っていましたが、資材置場の面積が不足することとなったため、隣接農地 2 筆を新たに転用申請し、一体的な資材置場として利用する事業計画へ変更するものでございます。</p> <p>以上で事業計画の変更申請の説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	続きまして、議案第 40 号、農地法第 5 条の許可申請についての整理番号 6 番については、委員番号 19 番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐藤委員	<p>委員番号 19 番の佐藤です。議案第 40 号の整理番号 6 番について説明します。事務局から説明がありましたが、今年 8 月に転用許可を受けた申請について、当時の申請地だけでは面積が足りなかったとのことで、隣接する 2 筆の土地を、2 名の所有者から譲り受け、資材置場とする計画となっております。</p> <p>12 月 21 日に現地確認を行いました。前回転用許可された土地についてはきちんと管理されており、計画を変更しても問題無く実行すると考えられます。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号 6 番につきましては、第 2 種農地となっております。第 2 種農地の転用につきましては、付近に第 3 種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>次に一般基準の判断ですが、申請地の周辺には、農地は殆ど無く、周辺農地への営農の影響は無いと判断しました。なお、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、支障なしとの判断となっており、申請地の資材置場への転用につきましては許可相当と判断致しました。以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>

議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 40 号、農地法第 5 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号 1 番及び 2 番について、委員番号 8 番、大戸孝一委員より説明をお願いします。</p>
大戸委員	<p>委員番号 8 番の大戸です。整理番号 1 番、2 番についてご説明致します。</p> <p>まず、整理番号 1 番についてです。所在は北浦町の古江で畑 1 筆の 406 m²です。譲渡人、譲受人ともに北浦町在住の方で、申請理由は通路・一般住宅となっています。</p> <p>12 月 21 日に振興局の方、事務局、申請人、松原推進委員、私で現地調査を実施しました。段差のため、家への通路がなく、今回の申請地を通路及び住宅敷地の一部として既に使用していた様です。追認申請となっていますが、始末書も提出されており、特に問題ないと判断しました。</p> <p>次に、整理番号 2 番についてご説明します。所在は北浦町の市振で畑 1 筆の 69 m²です。譲渡人、譲受人ともに北浦町市振在住の方で、申請理由は一般住宅となっています。</p> <p>12 月 21 日に振興局の方、事務局、申請人、松原推進委員、私で現地調査を行いました。現地は、昭和 45 年に一般住宅が建築されたとのことで、始末書も提出済みです。特に問題無いと判断しましたので、以上 2 件につきまして、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 3 番及び 4 番について、委員番号 9 番、高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>
高橋委員	<p>委員番号 9 番の高橋です。整理番号 3 番及び 4 番についてご説明致します。</p> <p>まず、整理番号 3 番についてですが、農地の所在は石田町で畑 3 筆の合計 238 m²です。譲渡人は石田町在住の方で、譲受人は緑ヶ丘の株式会社です。申請理由は資材置場となっています。</p> <p>12 月 21 日に、事務局、県の担当者、譲受人の会社の方、甲斐（安）推進委員、私で現地調査を実施しました。議案書 29 ページのナンバー 3 に位置図がございます。現地を確認し、特に問題ないと判断しました。</p> <p>次に、整理番号 4 番についてですが、農地の所在は鯛名町で、田が 1 筆の 238 m²です。譲渡人は宮崎市在住の方で、譲受人は赤水町在住の方です。申請理由は駐車場ということで今回追認申請となっています。</p> <p>こちらにつきましても 12 月 21 日に、事務局、県の担当者、甲斐（安）推進委員、私と譲受人、申請者の行政書士の方で、現地調査を実施しました。譲受人は申請地に隣接する土地に工場があり、その駐車場として平成 22 年頃に整地してしまったとのことでした。周囲に耕作している農地はなく何も問題ないと判断しました。</p> <p>以上、整理番号 3 番、4 番につきまして、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>最後に、整理番号 5 番について、委員番号 18 番、原田博史委員より説明をお願い致します。</p>

原田委員	<p>委員番号 18 番の原田です。整理番号 5 番についてご説明致します。</p> <p>農地の所在は差木野町で、畑 3 筆の計 517 m²です。譲渡人は稲葉崎町の方で、譲受人は門川町在住の方です。双方は、祖父と孫の関係にあり、申請理由は一般住宅の建築ということで、使用貸借の権利設定を行うということです。</p> <p>12 月 18 日に、事務局、県の担当者、久富推進委員、私、施工業者で現地立会いを行いました。申請地の一部は農業用倉庫として、すでに 2 アール未満の届出が提出されており、その残地に一般住宅を建設し、駐車場を造る様です。周囲の農地への影響は無く、特に問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号 1 番につきましては、第 3 種農地となっています。第 3 種農地の転用につきましては、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、整理番号 2 番から 5 番につきましては、第 2 種農地となっています。第 2 種農地の転用につきましては、付近に第 3 種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>次に、一般基準の判断ですが、整理番号 1 番、2 番及び 4 番につきましては、既に転用がなされ追認申請ですが、始末書なども提出されており、周辺農地への影響は無いと判断しました。</p> <p>また、整理番号 3 番及び 5 番につきましては、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとの判断がなされており、転用の実効性や資力、転用の計画は妥当であると判断され、周辺農地への影響は無いと思われ、許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 41 号、非農地証明願いについて提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 18 番、原田博史委員より説明をお願いします。</p>
原田委員	<p>委員番号 18 番の原田です。整理番号 1 番についてご説明致します。</p> <p>所在は稲葉崎町で田が 1 筆の 290 m²です。申請人は稲葉崎町在住の方で、申請理由は 10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用するのが困難な土地であるということです。</p> <p>12 月 20 日に久富推進委員と、梅田推進委員とともに現地調査を実施しました。次ページの位置図を見て頂ければ分かるかと思いますが、申請地は、日豊本線の和田越トンネルに隣接しています。本日配布されております写真のとおり、現地を農地として利用することは不可能であると判断しました。非農地として取り扱って問題無いと思いますので、皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はご

	<p>ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第 42 号、農地あっせん委員の指名について提案致します。今回は塩浜町の農地の売却及び天下地区の農地の購入希望となっております。 今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、塩浜町の農地の売却については、委員番号 9 番、高橋正二委員と甲斐安太郎農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。 また、天下地区の農地の購入希望については、私と山田博敏農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。 この 4 名の方をあっせん委員として指名したいと思いますですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、指名された委員の方はよろしくお願い致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明致します。はじめに報告第 21 号、農地法第 4 条の届出についてご説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書の 38 ページに記載しておりますが、1 件の届出があり、田が 1 筆の 526 m²の転用となっております。 次に報告第 22 号、農地法第 5 条の届出についてご説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の 40 ページに記載しております。全部で 5 件の届出があり、田が 4 筆の 2,226 m²、畑が 1 筆の 238 m²、合計 5 筆の 2,464 m²の転用となっております。 次に、報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 42 ページに記載しております。全部で 4 件の届出があり、田が 7 筆の 6,159 m²、畑が 2 筆の 996 m²、合計 9 筆の 7,155 m²の合意解約となっております。 最後に、報告第 24 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明致します。この報告は相続により農地の権利を取得した届出です。議案書の 44 ページから 45 ページに記載しております。 全部で 4 件の届出があり、田が 19 筆の 13,770 m²、畑が 16 筆の 3,790.75 m²、合計 35 筆の 17,560.75 m²となっております。この届出の内容につきましては議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>

議 長	<p>それでは次に、協議第9号、農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いします。</p>
総合農政課	<p>それでは、協議第9号、農用地利用配分計画（案）についてご説明致します。</p> <p>こちらは先ほど議案第36号で決定した中間管理権の設定についての配分計画（案）となります。議案書の47ページからが個別案件となっており、10名の出し手から計19筆、21,570㎡の農地を、個人5名の方へ配分する計画となっています。</p> <p>引き続き、須美江地区での集積の取組みについてです。議案書は49ページから記載されております。こちらは14名の出し手から計14筆、5,529㎡を1法人へ配分する計画となっています。</p> <p>最後に、曾木地区での集積の取組みになります。議案書は51ページから記載されており、出し手13名から32筆、22,875㎡の農地を、個人4名、1法人へと配分する計画となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いようですので、以上を持ちまして第6回、定例農業委員会のすべてを終了致します。皆様お疲れ様でした。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

7 番 松 田 純 二

14 番 松 下 康 廣